

国立研究開発法人産業技術総合研究所工学計測標準研究部門
型式承認技術グループOIML R 117 に基づく燃料油計のソフトウェアについての
提出書類の様式

2022 年 12 月 ver. 1.00

注: 必要に応じて、回答欄の枠を広げて下さい。

注: 該当事項が他の提出図書や操作マニュアルなどに記載されている場合は、その内容をここに写さず、該当箇所がどこなのかを明記することも可能です。

1. 概要**1.1 申請者に関する情報**

製造事業者名:

住所:

型式及び器物番号(識別番号):

担当者氏名:

担当者電話番号:

担当者電子メールアドレス:

以下の記述に間違いがないことを宣言します

申請者

日付

1.2 基本情報

申請器物の名称をお書きください。

注: ここで記入した以外の使用用途を禁止するわけでも、使用場所を限定するわけでもありません。

2. システムのハードウェアについての説明(A.4 j)**2.1 システムのハードウェア構成についてここにお書きください。**

例: ブロックダイアグラム、コンピュータの種類、ネットワークの種類

注: 器物の他の提出文書に記載されている場合は、その旨のみお書きください。

2.2 どのハードウェア・コンポーネントが法定計量に関連するのかについての説明をここにお書きください。**3. 法定計量に関連するソフトウェアの概要(A.4 a)**

法定計量に関連するソフトウェアと、どのような根拠で OIM R117 に準拠するのかについての理由を簡潔にここにお書きください。

4. 法定計量に関連するソフトウェア・モジュール(A.4 b), c))

4.1 法定計量に関連するソフトウェア・モジュールのリストとその機能をここに列挙してください。

4.2 法定計量に関連する機能が上記ですべてであることを宣言しますか？

はい いいえ

5. ソフトウェア・インターフェース(A.4 d))

5.1 計量システムのソフトウェアにおいて法定計量に関連する機能と法定計量に関連しない機能との間の分離は存在しますか？

はい いいえ

(1) 「はい」と答えた方は 5.2 にお進みください。

(2) 「いいえ」と答えた方にお聞きます。計量システムのソフトウェア全体が法定計量に関連すると宣言しますか？

はい いいえ

5.2 法定計量に関連する機能と法定計量に関連しない機能との間のソフトウェア・インターフェース次の例のように、申請器物のソフトウェア・インターフェースを記載して下さい。

例：

ソフトウェア・インターフェース 1

法定計量に関連するソフトウェアへのインプット：例えば計量を行うことをリクエストする

法定計量に関連するソフトウェアからのアウトプット：例えば計量結果

ソフトウェアインターフェースインターフェース 2

…

5.3 5.2 のソフトウェア・インターフェース上の機能のすべての完全な一覧表

次の例のように 5.2 に記入したソフトウェア・インターフェース上に存在する機能をすべて漏れなく以下にお書きください。

注： 5.2 とは異なり、ここではソフトウェア・インターフェースが提供する機能に注目してお書きください。

注： ソフトウェア・インターフェースとその機能の間に一対一対応が存在する場合は、その機能についても 5.2 に記載して、ここでは、その旨のみお書きくだされば十分です。

例：

機能 1:

所属インターフェース：インターフェース 1

法定計量に関連するソフトウェアへのインプット：例えば計量を行うことをリクエストする

法定計量に関連するソフトウェアからのアウトプット：例えば計量結果

機能 2:

…

5.4 5.2 のソフトウェア・インターフェースにより交換可能なパラメータ

以下の例のとおり、5.2 に記入したソフトウェア・インターフェースにより交換可能なパラメータを漏れなくお書きください。

注： ユーザー・インターフェースを法定計量に関連しないと宣言した場合は、ソフトウェア・インターフェースにより交換可能なパラメータには、ユーザー・インターフェースによって設定可能な装置特有のパラメータも含まれます。

例：

インターフェース 1
 交換可能なパラメータ：
 パラメータ 1：パラメータ 1 の説明
 パラメータ 2：パラメータ 2 の説明

インターフェース 2
 …

- 5.5 5.3 の機能及び 5.4 のパラメータの一覧表の完全性について
 5.2, 5.3 の機能及び 5.4 のパラメータの一覧表に漏れがないと宣言しますか？

はい

- 5.6 法定計量に関連するソフトウェアと非関連ソフトウェアとのソフトウェア・インターフェースによる分離

法定計量に関連しないソフトウェアが、法定計量に関連するプログラム・モジュールを利用する場合は、常に 5.3 に記載されたインターフェース上の機能を用いますか？

はい いいえ

- 5.7 5.2 及び 5.3 のインターフェースの相互影響について

(1) 5.2 及び 5.3 に記載したインターフェースが複数ありますか？

はい いいえ

(2) (1) で「はい」と答えた方にのみ、お伺いします。これらのインターフェースは互いに影響し合うことはありませんか？

参考：この質問は、あるインターフェースからの信号を受けたときに、別のインターフェースにおいて特別なコマンドを受け取るような仕組みが存在しているかを問うものです。

はい いいえ

(3) (2) で「はい」と答えた場合には、複数のソフトウェア・インターフェースが互いに影響し合うことの無い理由について、ここに説明してください。

参考：理由の一つの例は、「互いのインターフェースが使用しているメモリ領域が異なるため、影響し合うことはない」などです。

6. ソフトウェア識別(A.4 e), m))

- 6.1.1 ソフトウェア識別番号のフォーマット申請器物のソフトウェアをどのようなフォーマットの識別番号を用いて管理しているのかここにお書きください。識別番号もすべてお書きください。

- 6.1.2 申請器物のソフトウェア識別番号の表示方法をお書きください。注：ソフトウェア識別番号を申請器物上に表示又はプリンタに印字させる場合は操作方法をお書きください。
注：ソフトウェア識別番号が銘板又はシールに記載されている場合は、その箇所を図で示してください。

7. 保護対象のパラメータ(A.4 f))

- 7.1 法定計量に関連するパラメータをすべてお書きください。

- 7.2 法定計量に関連するパラメータの保護手段をお書きください。

8. 適切なシステム構成の説明と最小構成要件(A.4 g))

- (1) 計量システムの中のシステム構成は型式すべてで全く同じですか？

はい いいえ

- (2) (1) で「いいえ」と答えた方にのみ、お伺いします。

適切なシステム構成の説明とシステムが動作可能な最小構成要件についてお書きください。

9. オペレーティング・システムの保全手段の説明(A.4.h))

- (1) 計量システムはオペレーティング・システムを使用していますか？

はい いいえ

- (2) (1) で「はい」と答えた方にのみ、お伺いします。

不正にオペレーティング・システムの機能にアクセスできないための保護手段をお書きください。

10. (ソフトウェア)保護手段の説明(A.4 i))

ソフトウェアを用いた保護手段の説明をお書きください(監査証跡を用いたパラメータの保護など)。

11. アルゴリズムの正確さの説明(A.4 k)

計量システムの法定計量に関連するアルゴリズムと機能についての説明をお書きください(計量値の算出方法、計量値の表示機能)。

12. ユーザー・インターフェース、メニュー、ダイアログの説明(A.4 l)

計量システムに存在する法定計量に関連するユーザー・インターフェース、メニュー、ダイアログについての説明をお書きください(ソフトウェア識別表示画面、法定計量に関するパラメータの設定画面など)。

13. ハードウェア・インターフェース (A.4 n)

13.1 法定計量に関連するハードウェア・インターフェースとその機能のすべてをお書きください。

13.2 法定計量に関連するハードウェア・インターフェースとその機能が上記ですべてであることを宣言しますか？

はい いいえ

14. ソフトウェアによって検出される耐久性エラー(A.4 o)

(1) 計量システムの中にソフトウェアによる耐久性エラーの検出機能がありますか？

はい いいえ

(2) (1) で「はい」と答えた方にのみ、お伺いします。

ソフトウェアによる耐久性エラーの検出機能の簡単な説明をお書きください。

15. 保存データおよび転送データの説明 (A.4 p)

(1) 計量値を計量システムの中に保存しますか？

はい いいえ

(2) (1) で「はい」と答えた方にのみ、お伺いします。

保存する計量データについての説明をお書きください(保存場所、保護手段、表示方法など)。

(3) 計量値を計量システムの外に転送しますか？

はい いいえ

(4) (3)で「はい」と答えた方にのみ、お伺いします。

転送する計量データについての説明をお書きください(転送先、保護手段など)。

16. ソフトウェアによる故障検出 (A.4 q))

(1) 計量システムの中にソフトウェアによる故障検出機能がありますか？

はい いいえ

(2) (1)で「はい」と答えた方にのみ、お伺いします。

ソフトウェアによる故障検出機能の簡単な説明をお書きください。

17. 操作マニュアル (A.4 r))

計量システムの操作マニュアルについての簡単な説明をお書きください(マニュアルの名称、内容の説明)。